

瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の安全で安心な生活環境を保全するため、危険木の伐採等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において危険木とは、気象害、枯損又は過度な成長等により倒木の危険性が高い樹木であり、かつ、倒木等により家屋、社会福祉施設、公共施設（道路を含む。）又は河川に影響を及ぼす恐れのあるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画の対象森林内又は現況地目が山林若しくは保安林となっている筆内に存する危険木の伐採であること。

(2) 伐採面積が1,000平方メートル未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合は、交付の対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、危険木が存する森林の所有者（以下「森林所有者」という。）又は森林所有者から伐採の承諾を得た者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険木の伐採、撤去及び処分に必要な経費とする。

2 前項において危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、100万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1施行地を1事業とし、同一年度内において1施行地につき1回限りとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前であって、当該年度の12月28日までに、瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業箇所の位置図
- (4) 事業箇所の写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 森林所有者承諾書（様式第4号）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

(交付の決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、瑞浪市危険木伐採事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助申請者に通知するものとする。

(着手)

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の通知を受けた後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。

(変更承認申請)

第10条 規則第8条に定める市長が認める軽微な変更は、補助金の額の20パーセント以内の減少に係る変更とし、その他の変更が生じたときは、速やかに瑞浪市危険木伐採事業費補助金変更承認申請書（様式第6号）に第7条に掲げる書類のうち変更となる書類を添付し、市長に提出しなけれ

ばならない。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認したときは、瑞浪市危険木伐採事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、伐採が完了したときは、伐採が完了した日から30日を経過した日又は申請年度の2月末日のいずれか早い日までに、瑞浪市危険木伐採事業費補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第3号)
- (2) 補助対象事業の代金領収書の写し
- (3) 補助対象事業の施行前後が確認できる写真
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。